

「平成 30 年度嬉野市地域防災計画（案）」について、市民の皆様からご意見を募集したところ、1 件のご意見をいただきました。いただいたご意見及びご意見に対する市の対応について、公表いたします。

- 1 ご意見募集期間 平成 31 年 1 月 31 日（木）から 2 月 20 日（水）
- 2 公 表 資 料 平成 30 年度嬉野市地域防災計画（案）
- 3 周 知 方 法 市ホームページ、塩田庁舎、嬉野庁舎
- 4 意 見 件 数 1 件
- 5 ご意見の内容及び対応 下記のとおり

番号	ご意見の内容	ご意見に対する対応
1	<p>今回の防災計画案は全体で 300 ページにもならんとする膨大な分量です。個人のパソコンの画面で見たり、印刷したりする限度を超えています。</p> <p>市役所窓口幅広く市民を対象にして、案の印刷物が置かれ、提供しているのかと伺いましたが、ありませんでした。人命にかかわる大事な計画案です。多くの有用な意見を計画に反映させるために、もっと広報を強め、避難支援関係者（区長、消防団、民生委員等）を始め、自由に閲覧、持ち帰り可能な工夫をすべきではありませんか。</p>	<p>嬉野市役所総務課の窓口にて閲覧用に置いておりましたが、ご意見のとおり、地域防災計画は、ページ数が多くなっております。</p> <p>配布することは、可能ですので、事前にご連絡いただければ準備いたします。</p> <p>広報のあり方については、今後さらに広く広報できるように努めたいと存じます。</p>
2	<p>昨年 5 月まで募集された「第二次嬉野市総合計画案」へのパブコメ募集で、私は現状の指定避難所は水害の恐れがあり、危険であるといいました。</p> <p>「現在、避難所に指定されているなかには溜池の下流や河川近くに位置するところがあります。これは、早急に見直すべきではありませんか」</p> <p>これに対する答えは以下でした。</p>	<p>①について</p> <p>昨年 5 月に実施された「第二次嬉野市総合計画案」へのパブコメ募集に対する回答は、指定避難所が河川等の下流に位置するため、早急に見直すわけではないかとのことでしたので、現在、新たに指定避難所を指定することが困難である旨回答しております。</p> <p>今回のご意見いただいた箇所は、指定し</p>

	<p>「近年の災害は激甚化し、場所を選ばず被災するおそれがあります。また、現在、嬉野市に所在する指定避難所も浸水想定区域内に立地するものなどが存在します。・・・指定避難所の一部を除けば、垂直避難が可能な施設であり、仮に現在ある指定避難所と異なる避難所を選定するとなると、避難所を受け入れる容量を有する施設が存在しません」</p> <p>突き放したような回答でした。谷所地区の指定避難所である五町田小学校谷所分校は鹿島川傍に位置し、すぐ近くに石橋がかかり、また少し上流では2つの川が合流している、まさに危険な場所です。住民の不安は昨年11月の「市長と語ろう会」でも出されました。</p> <p>一方、今回の「嬉野市地域防災計画案」では、「また、必要があれば、予め定めていた施設以外の施設についても安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て、避難所として開設します」とされています。</p> <p>当然の考えだと思います。そこで、意見・質問です。</p> <p>①長期計画のグランドデザインたる「第二次嬉野市総合計画」策定からわずか9ヶ月、避難所開設についての基本的な考え方が変わった理由を教えてください。</p> <p>②こういう基本的な計画についてのパブコメの質疑応答は市長は職務としてみるのでしょうか。</p> <p>③「また、必要があれば」という限定つきで言われていますが、災害は待つてはくれません。ただちに、現「指定避難所」の総点検・再評価を市をあげて行っていただくことを要望します。</p>	<p>た施設以外の施設ということで、指定避難所以外の施設についての説明になります。</p> <p>市としまして、緊急性や必要性が認められれば、指定避難所以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設したいと思っております。</p> <p>②について</p> <p>皆様からいただきました、ご意見につきましては、手続きを踏み、市長も確認しております。</p> <p>③について</p> <p>ご意見のとおり、災害は何時発生するかわかりませんので、検討していきたいと思えます。</p>
3	<p>私は民生委員をしています。避難支援等関係者には、消防機関、佐賀県警察の次に民生委員が登場します。</p>	<p>個人情報保護の観点から、現在開示していますのは、本人の同意がなされた方に限らせていただいております。</p>

	<p>P. 58 他に「避難行動要支援者」の定義があり、6点示されていますが、これらの対象者は民生委員には情報公開されていません。現在、開示されているのは要介護認定者で本人同意があった方だけです。また、独居高齢者は基本、対象から外れています。要支援者に加えるべきだと思います。これらの要支援者の情報が支援等関係者にいつ、どのように伝わるのか教えてください。</p>	<p>また、独居高齢者につきましては、独居高齢者の方の全てとなりますと、相当数の方が対象となり、現時点では、避難行動要支援者に独居高齢者を含めることを考えておりません。</p> <p>ただ、「避難行動要支援者」の定義について、避難行動要支援者の6点目を「上記以外で、市及び避難支援者等関係者が支援の必要を認めた者」に修正をして、避難支援者の実施に関わる者が認める者も含めるとしております。</p> <p>避難行動要支援者の名簿記載に同意なされた方の情報は、同意、不同意の情報がまとまった後に、市から直接関係者にお渡しするようにしております。</p>
4	<p>「V 原子力災害」の章は玄海原発から30キロ以遠（PAZ、UPZから外れる）ということからくるのか、伊万里市からの避難支援その他の枠内にとどまっており、あまりにも無防備です。</p> <p>福島第一原発事故の教訓が示すように、放射線物質は同心円状に拡散するのではなく、風向き次第では50キロメートル以遠まで容易に飛散します。北西の風が吹けば、嬉野市（はもとより鹿島市、大牟田市、熊本県までも）全体が高濃度放射性物質の飛散に覆われ、帰還困難区域になる可能性もあります。</p> <p>法律というのは後追いでできています。玄海原発から40数キロというわが市で緊張感のある計画をもつべきではないですか。</p>	<p>嬉野市防災計画は佐賀県地域防災計画と整合性を持たせております。原子力災害は、ご意見のとおり、広範囲に及ぶおそれがあり、嬉野市一市の取り組みでは対応は困難で、佐賀県全域での検討が必要となります。</p> <p>現在、嬉野市は、佐賀県、伊万里市と原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書を締結しており、伊万里市民の方が一、避難される場合は、可能な限り受け入れるようになっております。</p> <p>このような状況を踏まえ、市民の皆様に原子力災害に関する知識・情報等を提供し、周知を図り、原子力防災の意識向上に努めていきたいと考えております。</p>